

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	障がい自立支援給付事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大府市は、障がい自立支援給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大府市長

公表日

令和1年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい自立支援給付事業に関する事務
②事務の概要	障がい自立支援給付事業は障害者総合支援法に基づき、障がい者の有する能力や適性に応じ自立した社会生活を営めるようにするものである。大府市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)区域内に居住する申請のあった者からの障がい自立支援給付の支給決定、支給変更決定。利用者負担額の決定 (2)区域内に居住する申請のあった者からの地域相談支援給付の変更決定 (3)自立支援医療の申請があった者の自己負担上限額の決定。
③システムの名称	(1)障がい福祉総合システム(ふれあい) (2)Excel (3)団体内統合利用番号連携サーバー (4)自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障がい者自立支援ファイル (2)補装具支給ファイル (3)自立支援(更生医療)ファイル (4)自立支援(精神医療)ファイル (5)育成医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一「84」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、72、87、116) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第39条の2、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給」が含まれる項(108、109、110) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 高齢障がい支援課
②所属長の役職名	高齢障がい支援課長 近藤 恭史
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務統計係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6271(直通) ファックス番号:0562-47-7320(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢障がい支援課障がい係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6289(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 猪飼 健祐	福祉課長 鈴置 繁雄	事後	
平成27年12月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい福祉総合システム(ふれあい)	(1)障がい福祉総合システム(ふれあい) (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)自治体中間サーバー	事前	
平成29年4月1日	【表紙】評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の宣言、 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称、②	地域生活支援事業	【削除】	事後	
平成29年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 別表第一「84」	番号法第9条第1項 別表第一「84」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、72、87、116) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(108、109、110)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、72、87、116) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第39条の2、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給」が含まれる項(108、109、110) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	①福祉子ども部 福祉課、②福祉課長 鈴置 繁雄	①福祉子ども部 高齢障がい支援課、②高齢障がい支援課長 田中 嘉章	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉課障がい係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6228(直通)	高齢障がい支援課障がい係 住所:愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号:0562-45-6289(直通)	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	①福祉子ども部 高齢障がい支援課、②高齢障がい支援課長 田中 嘉章	①福祉子ども部 高齢障がい支援課、②高齢障がい支援課長 近藤 恭史	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		様式変更による新規追記	事後	